

# お 知 ら せ

平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事等における  
主任技術者の専任要件緩和措置について

平成 30 年 9 月 25 日  
今治市総務部契約課

## 1 主任技術者の専任要件の緩和

「平成 30 年 7 月豪雨災害」に係る災害復旧工事又は災害関連工事（以下「災害復旧工事等」という。）を含む場合は、工事現場間相互の間隔が 10km 程度以内の工事 3 件について兼任可とします。

## 2 取扱いの比較

工事 1 件の請負金額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の工事に配置する主任技術者には、工事現場ごとに専任が求められます。ただし、要件を満たす場合は（各取扱い参照）、以下の兼任を認めます。

※ 低入札価格調査対象者が落札した工事は除く。

■「今治市が発注する工事にかかる現場代理人、主任技術者、監理技術者の取扱いについて(平成 30 年 6 月 13 日改訂)」

工事現場相互の間隔が **10km 以内の工事 2 件**について兼任可。



■本取扱い「平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事等における主任技術者の専任要件緩和措置について」

「平成 30 年 7 月豪雨災害」に係る災害復旧工事等を含む場合は、工事現場相互の間隔が 10km 程度以内の工事 3 件について兼任可。

## 3 適用期間

平成 30 年 9 月 25 日から当面の間継続することとします。

## 4 注意事項

○特例措置に基づく兼任は、兼任する全ての工事が本特例措置の要件を満たすことを確認でき、かつ兼任する全ての工事の発注機関（本市以外の発注機関を含む。）が特例措置に基づく兼任を行うことについて承諾した場合に限り認めます。

○特例措置を適用し、主任技術者又は現場代理人の兼任を行った後、災害復旧工事等の完了により特例措置の要件を満たさなくなった場合においては、特例措置の要件を満たさなくなった時点で兼任していた工事が完了するまでの期間に限り、引き続き兼任することを認めます。

○複数の工事において主任技術者と現場代理人を兼任する場合は、現場代理人の設置に係る取扱いの緩和を受けた工事に限り主任技術者の兼任を認めます。

○兼務を希望する場合は、落札決定後、契約までに速やかに「主任技術者兼務届（様式 2）」を作成し、契約課へ提出してください。